

(資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 埼玉県行田市行田 196 番地 1、202 番地 3、202 番地 7 所在の
鉄筋コンクリート造 3 階建若葉保育園園舎 1 棟
(578.85 平方メートル)
- (2) 埼玉県行田市行田 196 番 1、202 番 3、202 番 7 所在の若葉保
育園敷地
(647.07 平方メートル)
- (3) 埼玉県行田市行田 197 番イ、197 番口所在の若葉保育園用地
(307.19 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、
必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 29 条 基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは、理事会及び評
議員会の承認を得て、行田市長の承認を得なければならない。ただし、次
の各号に掲げる場合には、行田市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場
合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療
機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併
せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に
対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融
機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担
保に限る。）

(資産の管理)

第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託
し、または確実な有価証券に換えて、保管する。